

飲酒運転は何の落ち度もない人の大切な命を奪うとともに、その家族の人生を狂わせてしまい、運転者本人はもちろん、本人の家族の人生をも変えてしまう「悪質で危険な犯罪」であります。物流を担う当社および当社グループは、社会の一員として飲酒運転を許さない環境をつくる責任を果たすため、飲酒運転撲滅に向けた活動を行うことを宣言いたします。

## 飲酒運転撲滅宣言

- 当社およびグループ会社は、運転者に飲酒運転を絶対にしない、させない活動を実施します。
- 当社およびグループ会社は、運転者に酒気帯び運転を絶対にさせません。
- 当社およびグループ会社は、運転者のアルコールチェックを行い、飲酒運転・酒気帯び運転を未然に防止するシステムを確立します。
- 当社およびグループ会社は、飲酒運転・酒気帯び運転が悪質犯罪であることの社内周知活動を実施します。

平成31年2月19日

栗林商船株式会社  
代表取締役社長  
栗林 宏吉



# 飲酒運転・酒気帯び運転は悪質な犯罪です。

## 1. 飲酒による運転者への影響

- ・動体視力が落ち、視野が狭くなる
- ・判断力が低下し、速度超過や乱暴な運転につながる
- ・ハンドルやブレーキの操作が遅れる
- ・平衡感覚が乱れ蛇行運転となる

## 2. 酒気帯び運転判断基準

体内からアルコールが抜ける時間(目安)

- ① 体重(kg)×0.1 = 1時間に分解できるアルコール量(g)
- ② (アルコール度数÷100)×量(ml)×0.8 = 純アルコール量
- ③ ②純アルコール量÷①1時間分解アルコール量 = アルコールの消化時間

例1 50kgの人がビール350ml1杯(5%)→14g÷5g/h≒2時間50分

例2 60kgの人がワイン120ml2杯(12%)→23g÷6g/h≒3時間50分

※個人差はあるが、体重70kgの人が、ビール500mlを4杯飲むと、体内でアルコールを分解するのに、11時間半かかる。

さらに、睡眠時のアルコール分解速度は遅くなるといわれているので深夜まで飲んだら、翌朝の運転は「酒気帯び運転」になっている可能性大である。

## 3. 飲酒運転に対する処分(道路交通法)

### (1) 運転者の処分

#### ① 酒気帯び運転(呼気アルコール濃度)

免許停止、免許取消(停止期間:90日、欠格期間:2年)

刑罰:3年以下の懲役または50万円以下の罰金

#### ② 酒酔い運転(濃度に関わらず正常な運転ができない)

免許取消(欠格期間:3年)

刑罰:5年以下の懲役または100万円以下の罰金

※人を死傷させた場合、「危険運転致死傷罪」により処罰される。

### (2) 周囲の人の処分

#### ① 車両を提供した人

酒気帯び運転 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒酔い運転 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

#### ② 酒類を提供した人・同乗した人

酒気帯び運転 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

酒酔い運転 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

以上を踏まえ私たちは3つの約束をします。

約束1 お酒を飲んだら運転しない

約束2 運転する人にお酒を飲ませない

約束3 お酒を飲んだ人には運転させない

#### 1. ゴルフ場への自動車利用

朝早い場合が多いので、前日の飲酒にも注意が必要です。

**ゴルフ場内での飲酒は禁止します**

※接待等やむを得ない場合は、上職者等と相談の上、ハンドルキーパーを決めて下さい。

(自宅に帰るまでが業務です)

#### 2. マイカー通勤

前日の飲酒量、時間により酒気帯び運転となる場合があります。

マイカー通勤者は、前日の飲酒量、睡眠時間にも日常から注意が必要です。

#### 3. 社用車及びレンタカー利用の外出、出張

マイカー通勤同様、前日の飲酒量、睡眠時間により、酒気帯び運転となる場合があります。

外出、出張の際は十分に注意して下さい。